

関西将棋会館「勝負めし」メニューブック掲載店舗 募集要項

1. 募集概要

本市では、平成30年に自治体として初となる日本将棋連盟と包括連携協定を締結して以降、将棋振興に係る様々な取組を実施しています。本年秋には日本将棋連盟の西の拠点となる関西将棋会館の高槻への移転オープンを控えており、新しい関西将棋会館でも、引き続き棋士や女流棋士による各種対局等が実施される予定です。

このたび、関西将棋会館で実施される対局の合間に棋士や女流棋士などが食べる「勝負めし」を提供することが可能な店舗を公募することとなりました。集まった店舗やメニューは、メニューブック化し棋士の皆さんたちの食事に活用してもらおうとともに、市ホームページ等で公開し、広く発信していきます。

つきましては、各種対局を「食」を通じて盛り上げるとともに、将棋を切り口とした街のにぎわいづくりにご参画くださる店舗の皆さまのご応募をお待ちしています。

2. 募集内容

以下、応募対象及び応募条件を満たす店舗

3. 募集期間

令和6年7月29日（月）～ 9月13日（金）

4. 応募方法

市ホームページから専用フォーム（Google フォーム）にアクセスし、必要事項を入力の上、応募してください。

5. 応募対象

① 高槻市内で営業する飲食店等（自薦のみ）。

※弁当販売店やチェーン店、おにぎり、サンドイッチといった軽飲食店も応募可能。ただし、スイーツ店や飲料のみの販売店などは対象外。

② テイクアウトの場合は、関西将棋会館（芥川町2丁目）から往復5分程度で行き来ができる場所にある店舗であること。

③ 日頃は出前やテイクアウトを実施していない店舗が、関西将棋会館にのみ出前を行う場合もエントリー可能。ただし、自店舗で同メニューを食べることが可能であること。また出前やテイクアウトをするにあたり必要となる許認可や免許は、事業者で取得可能であること。

- ④ 次に該当する店舗、事業者を除く。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者。
 - (2) 「高槻市暴力団排除条例」第2条第1号から第3号までに掲げる者であるとき。
 - (3) 法令又は公序良俗に反すると認められるとき。

6. 応募条件

- ① 1人前から注文可能であること。ただし、〇円以上の条件付きで1人前以上とすることも可能。
- ② 出前料（配達料）が無料であること。配達専門事業者の利用は不可。
※出前料を上乘せした価格をメニューに記載しても構いません。
- ③ 支払いは都度現金であること。
- ④ 対局当日の注文で、次の指定時間に関西将棋会館に配達が可能であること。
 - ・昼食：注文時間11時00分頃、配達時間11時50分頃
 - ・夕食：注文時間17時00分頃、配達時間17時50分頃※特定の日または曜日に営業する店舗であって、特定の営業時にのみ昼食または夕食を提供する場合も応募可能。
- ⑤ 食器や容器に入った提供の他、使い捨て容器も可能。

7. 禁止事項

- ① 対局ごとに注文内容を公表することはできません。
- ② ○○棋士が○○を食べたと店舗がソーシャルメディア等で発信してはいけません。
- ③ 対局者の実食の有無にかかわらず、棋士・棋戦の名前を利用して販促・営業活動することはできません。
【例示】
 - 関西将棋会館の勝負めしに当店メニューが掲載されています。
 - 棋士に人気の「(メニュー名称)」。
 - × (棋士個人名) が食べた「(メニュー名称)」です。
 - × (棋戦名) で注文された「(メニュー名称)」です。
- ④ 自社のホームページやソーシャルメディアにおいて、上記【例示】による表現での掲載は可能ですが、いかなる広告およびECサイト等の商業利用はできません。
- ⑤ いかなる場合でも棋士個人名と商品を掛け合わせた文言の使用はできません。
- ⑥ 棋士・女流棋士の画像の使用はできません。

8. 広報周知（予定）

- ① 募集期間終了後、応募者に確認の上、店舗リスト及びメニュー表を日本将棋連盟に提供します。
- ② （仮称）「勝負めし」メニューブックを作成し、市ホームページ、SNS（LINE、X（旧 Twitter）、Instagram、Facebook、YouTube）などの広報媒体で情報発信するほか、観光案内所や集客イベント等でのPRを予定しています。

9. その他

- ① メニューブックに掲載されたとしても、対局者に注文されない場合があります。
- ② 募集内容や応募条件は変更、追加となる場合があります。
- ③ メニューブックに掲載後、応募条件や禁止事項を守っていただけない場合は、掲載をお断りする場合があります。

10. 問合せ先

高槻市 街にぎわい部

将棋のまち推進課・産業振興課・観光シティセールス課

TEL：072-674-7399（平日 8時45分～午後5時15分）

FAX：072-674-7721

ホームページ <https://www.city.takatsuki.osaka.jp>